

改正	2011年4月1日	2012年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2015年4月1日	2016年4月1日
	2018年4月1日	2019年4月1日
	2020年4月1日	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 中京大学（以下「本学」という。）の教職課程の履修に関する事項は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 教職課程

(目的)

第2条 教職課程は、本学の建学の精神を体し、幅広い教養及び学問的資質並びに教職に対する高度の識見を備えた専門職としての教員を養成するため、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき、基礎資格（学士及び修士の学位）を有する者（見込みの者を含む。）等に、所定の授業科目を履修させることによって教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得させることを目的とする。

第3章 認定免許状

(学部において取得できる免許状)

第3条 学部において取得することのできる免許状は、中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状とする。

2 前項の規定により文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受けている免許状は、次の表のとおりとする。

学部	学科	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 1種免許状
文学部	日本文学科	国語	国語
	言語表現学科		書道
	歴史文化学科	社会	地理歴史
国際英語学部	国際英語学科	外国語（英語）	外国語（英語）
	英米文化学科		
国際教養学部	国際教養学科	社会	地理歴史 公民
国際学部	言語文化学科	外国語（英語）	外国語（英語）
心理学部	心理学科	社会	公民
現代社会学部	現代社会学科	社会	公民
法学部	法律学科	社会	公民
総合政策学部	総合政策学科	社会	地理歴史 公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史 公民 商業
経営学部	経営学科	社会	地理歴史 公民 商業

工学部	電気電子工学科	—	工業
スポーツ科学部	スポーツ教育学科 競技スポーツ科学科 スポーツ健康科学科	保健体育	保健体育

(介護等体験)

第4条 中学校教諭1種免許状の取得については、法令で定める介護等体験をしなければならない。介護等体験に関することは、「学生便覧」及び「介護等体験ガイドブック」に記載する。

(大学院において取得できる免許状)

第5条 大学院において取得することのできる免許状は、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状とする。

- 2 前項に規定する免許状の取得は、大学を卒業し、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を取得し、かつ、大学院において修士の学位を取得しなければならない。
- 3 前項の規定により認定を受けている免許状は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
文学研究科	日本文学・日本語文化 専攻	国語	国語 書道
	歴史文化専攻	社会	地理歴史
国際英語学研究科	国際英語学専攻 英米文化学専攻	外国語（英語）	外国語（英語）
心理学研究科	実験・応用心理学専攻 臨床・発達心理学専攻	—	公民
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	—	商業
体育学研究科	体育学専攻	保健体育	保健体育

#### 第4章 授業科目及び単位

(授業科目)

第6条 授業科目は、教職共通科目、教科に関する科目及び教職に関する科目に区分する。

(教職共通科目及び単位)

第7条 教職共通科目及び単位は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第66条の6に規定する授業科目及び単位のことをいい、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法 2単位
- (2) 体育 2単位
- (3) 外国語コミュニケーション 2単位
- (4) 情報機器の操作 2単位

(教科に関する科目及び単位)

第8条 教科に関する科目及び単位は、認定を受けている免許状を取得できる学部及び研究科において定める。

(教職に関する科目及び単位)

第9条 教職に関する科目及び単位は、免許法施行規則第4条及び第5条に規定する科目区分に従い、国際教養学部において定める。

- 2 教職実践演習（中・高）の履修に当たっては、所定の期間内に本学指定の「教職課程履修カルテ」に必要事項を記入し、教職センターに提出しなければならない。
- 3 教科教育法及び教育実習については、認定を受けている免許状を取得できる学部において定め

る。

## 第5章 履修

(教職課程の履修登録)

第10条 教職課程の履修登録は、原則として学部2年生から行うことができる。

(教職課程の履修手続)

第11条 教職課程の履修手続は、所定の期間内に本学指定の申込用紙に必要事項を記入し、別に定める教職課程履修登録費を添えて申し込まなければならない。教職課程の履修については、「学生便覧」に記載する。

(教職課程の履修継続手続)

第12条 教職課程の履修継続手続は、所定の期間内に本学指定の申込用紙に必要事項を記入し、別に定める教職実習履修費を添えて申し込まなければならない。教職課程の履修については、「学生便覧」に記載する。

## 第6章 教育実習

(教育実習の履修要件)

第13条 教育実習の履修要件は、教職センターが実施するマナー研修を受講済みであることを条件として、次の表のとおりとする。

学部	免許状の種類		3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教科教育法及び教職に関する科目の修得科目数
文学部	中学校教諭1種	国語	90単位以上	国語科教育法Ⅰ・Ⅱを含む6科目以上を修得
		社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	国語	90単位以上	国語科教育法Ⅰを含む5科目以上を修得
		書道	90単位以上	書道科教育法を含む5科目以上を修得
		地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
国際英語学部	中学校教諭1種	外国語(英語)	90単位以上	英語科教育法ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBを含む8科目以上を修得
	高等学校教諭1種	外国語(英語)	90単位以上	英語科教育法ⅠA・ⅠBを含む6科目以上を修得
国際教養学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
		地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
	高等学校教諭1種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
国際学部	中学校教諭1種	外国語(英語)	90単位以上	英語科教育法Ⅰ・Ⅱを含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	外国語(英語)	90単位以上	英語科教育法Ⅱを含む5科目以上を修得
心理学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む6科

				目以上を修得
	高等学校教諭1種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
現代社会学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
法学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	公民	90単位以上	社会科教育法及び社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
総合政策学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
経済学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校教諭1種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
		商業	90単位以上	商業科教育法を含む5科目以上を修得
経営学部	中学校教諭1種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上
	高等学校教諭1種	地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
		公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
		商業	90単位以上	商業科教育法を含む5科目以上を修得
工学部	高等学校教諭1種	工業	90単位以上	工業科教育法を含む5科目以上を修得
スポーツ科学部	中学校教諭1種	保健体育	100単位以上	体育科教育法I B及び保健科教育法I Bを含む8科目以上を修得
	高等学校	保健体育	100単位以上	体育科教育法I B及び保

	教諭 1 種		健科教育法 I B を含む 8 科目以上を修得
--	--------	--	-------------------------

(教育実習の単位の認定)

第14条 教育実習の単位は、中学校教諭 1 種免許状が 5 単位、高等学校教諭 1 種免許状が 3 単位とし、そのうちの 1 単位を教育実習事前事後指導とする。これに出席しなければ教育実習の単位を認定することができない。また、中学校教諭 1 種免許状及び高等学校教諭 1 種免許状の両方を取得した場合、中学校教諭 1 種免許状を基準として 5 単位とする。

#### 第 7 章 科目等履修生

(科目等履修生による教職課程の履修)

第15条 科目等履修生による教職課程の履修は、次のとおりとする。

- (1) 本学卒業生又は本学を卒業した本学大学院学生で、在学中に教職課程の履修をしたものについて、本学卒業生にあつては在学学部が認定を受けている免許状の種類、本学大学院学生にあつては在学学部が認定を受けている免許状の種類及び当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類、本学大学院学生にあつては在学学部が認定を受けている免許状の種類及び当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認める。ただし、在学中に教職課程の履修をした学年により、別に定める教職実習履修費を徴収する。
- (2) 本学卒業生又は本学を卒業した本学大学院学生で、在学中に教職課程の履修をしなかったものについて、本学卒業生にあつては在学学部が認定を受けている免許状の種類、本学大学院学生にあつては当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認めることができる。当該教職課程の履修を認める場合は、別に定める教職課程登録費及び教職実習履修費を徴収する。
- (3) 他大学を卒業した本学大学院学生については、当該研究科の基礎となる学部が認定を受けている免許状の種類に限定されることを条件に、「中京大学科目等履修生に関する規程」に基づき当該教職課程の履修を認めることがある。当該教職課程の履修を認める場合は、別に定める教職課程履修登録費及び教職実習履修費を徴収する。
- (4) 履修制限単位数は、1 年間 30 単位とする。
- (5) 教育実習の履修については、前年度末における第13条に規定する該当学部の教育実習の履修要件を準用する。

(科目等履修料)

第16条 科目等履修料については、学則第21条の規定に従って徴収する。ただし、本学大学院学生については、免除とする。

#### 第 8 章 免許状の申請及び授与

(免許状の申請及びその手続)

第17条 学部の免許状の申請については、次の全てに該当する学生からの申込みにより、本学で取りまとめて愛知県教育委員会へ一括申請する。ただし、科目等履修生として申請資格のある者は、個人による申請となる。

- (1) 教職課程を履修していること。
  - (2) 所定の教科に関する科目及び教職に関する科目を修得できる見込みがあること。
  - (3) 学士の学位を取得できる見込みがあること。
  - (4) 法令で定める介護等体験をしたことを示す証明書を取得していること。(中学校教諭 1 種免許状を取得する場合に限る。)
- 2 大学院の免許状の申請については、次の全てに該当する学生からの申込みにより、本学で取りまとめて愛知県教育委員会へ一括申請する。
- (1) 中学校教諭 1 種免許状取得者又は高等学校教諭 1 種免許状を取得していること。
  - (2) 修士の学位を取得できる見込みがあること。
- 3 前項に規定する者のうち第15条第 1 号から第 3 号までの規定により中学校教諭 1 種免許状又は高等学校教諭 1 種免許状の申請資格を取得した本学大学院学生については、前項と同様とし、申請する免許状は、当該教科の専修免許状とする。

(免許状の授与)

第18条 前条の規定により申請がなされた者には、愛知県教育委員会から免許状が授与される。ただし、次のいずれかに該当する者には、授与されない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者
- (3) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法（昭和21年憲法）施行の日以降において同憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第9章 規程の改廃

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教職センター委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項及び第13条は心理学部に限り、2014年度入学生から適用し、2013年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。
  - (1) 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
心理学部	心理学科	社会	公民
		特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者）	

(2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類	3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数及び教職に関する科目の修得科目と科目数
心理学部	中学校1種	90単位以上及び社会科教育法と社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
	高等学校1種	90単位以上及び社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
	特別支援1種	90単位以上及び原則として中学校又は高等学校の教育実習を終えた後でなければ特別支援学校の障害児教育実習は履修できない。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項及び第13条は現代社会学部に限り、2015年度入学生から適用し、2014年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。
  - (1) 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けている免許状の種類
----	----	----------------

		中学校教諭 1 種免許状	高等学校教諭 1 種免許状
現代社会学部	現代社会学科	社会	地理歴史 公民 福祉

(2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類		3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教職に関する科目の修得科目及び修得科目数
現代社会学部	中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
		地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得
		福祉	90単位以上	福祉科教育法を含む5科目以上を修得

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 第3条第2項及び第13条は法学部に限り、2019年度入学生から適用し、2018年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

(1) 第3条第2項 学部において取得できる免許状

学部	学科	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭 1 種免許状	高等学校教諭 1 種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民

(2) 第13条 教育実習の履修要件

学部	免許状の種類		3年生終了時の卒業所要単位の修得単位数	教職に関する科目の修得科目及び修得科目数
法学部	中学校教諭 1 種	社会	90単位以上	社会科教育法及び社会・地理歴史科教育法又は社会・公民科教育法を含む6科目以上を修得
		地理歴史	90単位以上	社会・地理歴史科教育法を含む5科目以上を修得
	高等学校教諭 1 種	公民	90単位以上	社会・公民科教育法を含む5科目以上を修得

3 第5条第3項は社会学研究科に限り、2019年度入学生から適用し、2018年度以前入学生は次に掲げるとおりなお従前の例による。

(1) 第5条第3項 大学院において取得できる免許状

研究科	専攻	認定を受けている免許状の種類	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民 福祉

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。